

鈴鹿亀山地区広域連合第 8 期介護保険事業計画策定部会の概要

1 目 的

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険条例及び鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会規則に規定される介護保険運営委員会の部会であり、第 8 期介護保険事業計画の策定に関する事項について調査審議を行い、広域連合長に報告をする。

2 委 員

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会の中から会長が指名する。

定数 14 人以内

3 委員の任期 令和 3 年 3 月 3 1 日

4 部会の開催 令和 3 年 3 月 3 1 日までに、5 回開催予定
原則公開

5 委員報酬 日額 8,900 円